

指定居宅介護支援事業
第一号介護予防支援事業
運営規程

指定居宅介護支援事業所 グランドサン亀田

指定居宅介護支援事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人 文珠会が開設する指定居宅介護支援事業所 グランドサン亀田（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者（以下「要介護状態等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援及び介護予防支援及び介護保険法に基づく第一号介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所 グランドサン亀田
- (2) 所在地 函館市石川町191番地4（介護老人保健施設 グランドサン亀田内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 3名（うち1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、居宅サービス計画等の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする（祝・祭日を除く）。
但し、12月30日から1月4日までは年末年始のため休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時20分までとする。
- (3) 連絡体制 上記の営業日・営業時間外は電話等により、24時間連絡が可能な体制とし、利用者等の相談に対応する。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員の居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方法については、「三団体方式」等とする。

(3) 居宅サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を利用者の居宅等で開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね5 km未満 300円

(2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね5 km以上 500円

(3) 営業車を使用した場合は実費とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧楸法華村、旧南茅部町は除く）北斗市、七飯町とする。

(地域包括支援センター等との連携)

第9条 事業所は、地域包括支援センターから委託を受け、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供を行う。

2 地域包括支援センターまたは関係行政機関より支援困難な事例を紹介された場合にも、積極的にケアマネジメントを提供する。

3 支援困難事例について、地域ケア会議への参加や各種の情報交換を行い、地域包括支援センター及び関係機関との連携をとりながら良質なケアマネジメントを提供する。

(特定事業所としての体制)

第10条 事業所は、特定事業所として運営体制を以下の通り行う。

- (1) 主任介護支援専門員の配置
- (2) 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を、週1回以上開催し、議事録を作成する。
- (3) 介護支援専門員に対し、個別に研修計画を作成し計画的に研修を実施する。
- (4) 介護支援専門員1人当たりの担当件数は45件(要支援者は0.5件で換算)未満とし、事業所として新規事例または困難事例を受け入れることが可能な体制を整備する。
- (5) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等への協力及び協力体制の確保をする。

(事故処理)

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び対応方法を記録し、保管する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(研修体制)

第12条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るために研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(個人情報保護及び秘密保持)

第13条 従事者は、個人情報の保護に関する法律及び医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第14条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 居宅サービス計画
- (3) アセスメントの結果記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリングの結果記録
- (6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (7) 苦情の内容等に関する記録
- (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、一部改正し、平成18年 4月 1日から施行する。
3. この規程は、一部改正し、平成18年12月11日から施行する。
4. この規程は、一部改正し、平成19年 1月29日から施行する。
5. この規程は、一部改正し、平成19年 3月 1日から施行する。
6. この規程は、一部改正し、平成22年 5月17日から施行する。
7. この規程は、一部改正し、平成24年 1月27日から施行する。
8. この規程は、一部改正し、平成24年 6月 1日から施行する。
9. この規程は、一部改正し、平成25年11月29日より施行する。
10. この規程は、一部改正し、平成26年 6月 1日より施行する。
11. この規程は、一部改正し、平成27年 7月 1日より施行する。
12. この規程は、一部改正し、平成28年 2月 1日より施行する。
13. この規程は、一部改正し、平成29年 1月 1日より施行する。
14. この規程は、一部改正し、平成29年 4月 1日より施行する。
15. この規程は、一部改正し、平成30年 1月 1日より施行する。
16. この規程は、一部改正し、平成30年 4月 1日より施行する。
17. この規程は、一部改正し、令和 2年 8月 1日より施行する。
18. この規程は、一部改正し、令和 2年12月10日より施行する。
19. この規程は、一部改正し、令和 3年 1月18日より施行する。
20. この規程は、一部改正し、令和 3年10月 1日より施行する。
21. この規程は、一部改正し、令和 5年 1月 1日より施行する。
22. この規程は、一部改正し、令和 5年 3月 1日より施行する。
23. この規定は、一部改正し、令和 6年 4月 1日より施行する。
24. この規定は、一部改正し、令和 7年 5月 1日より施行する。